

## 勤勉手当の支給にかかる細部事項

## 1. 対象職員について

(1) 基準日の属する年の4月1日から基準日までに開始される一般職非常勤職員としての任用の期間及び基準日の属する年の4月1日から基準日までに以下の①から⑤に掲げる者であった期間の合計（任用の期間が重複する場合は、重複する期間のいずれか一の期間を合算する。）が6月以上（ただし、勤務時間が週あたり15時間30分未満の職員を除く。）の職員で、以下のア又はイに該当する者。

- ① 期末勤勉手当条例適用職員（職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）の適用を受ける職員をいう。）
- ② 技能労務職員（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成二十三年大阪府条例第五号）の適用を受ける職員をいう。）
- ③ 特別職に属する府の職員（非常勤職員で勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者として在職した期間に限る。）
- ④ 退職派遣者（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年条例第七十一号）第十二条第一号に規定する退職派遣者をいう。）
- ⑤ その他任命権者が定める者

## ア. 基準日に在職する一般職非常勤職員

ただし、基準日において、以下（ア）から（エ）の者を除く

（ア）休職者（ただし、公務傷病等による休職者を除く。）

（イ）停職者

（ウ）専従休職者

（エ）育児休業者（ただし、基準日前6月の間で勤務した期間があれば支給対象）

イ. 基準日前1ヶ月以内に「退職（失職及び懲戒免職を除く）」「死亡」した一般職非常勤職員  
ただし、退職等した日において、上記アの（ア）から（エ）の者を除く

(2) 上記（1）に関らず、以下①から④の者には支給しない

- ① 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- ② 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
- ③ 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（①及び②に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- ④ 勤勉手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

## 2. 基準日について

常勤職員の例による

## 3. 支給日について

常勤職員の例による

## 4. 勤勉手当の計算方法について

勤勉手当基礎額 × 勤勉手当支給率（常勤職員（再任用職員以外の職員）に準じた月数）  
＝ 勤勉手当

勤勉手当支給率は、人事評価結果に基づき、次の（１）から（３）のとおりとする。

（１）A評価及びB評価（※）：職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第5条第2項第1号イに規定する支給率（特定管理職員に係る支給率を除く。）

（※）評価がない場合を含む。

（２）C評価：常勤職員において、人事評価結果が五区分、かつ、二次評価結果がDに適用される支給率

（３）懲戒処分等を受けた場合：常勤職員の例による

なお、訓戒若しくは訓告を受けた職員に対する支給率は、次の①から③のとおりとする。

① A評価：人事評価結果が特区分

② B評価：人事評価結果が三区分

③ C評価：人事評価結果が五区分、かつ、二次評価結果がD

（参考）

令和6年度における人事評価結果等及び支給率

評価区分等	A評価 (非常に優れている)	B評価(良好) ／評価なし	C評価 (劣る)
支給率	102.5/100		85.0/100

懲戒処分等を受けた場合の支給率

		A評価	B評価	C評価
停職	3月超え	支給しない		
	2～3月以下	10.5/100		
	1～2月未満	20.5/100		
	1月未満	30.5/100		
減給		40.5/100		
戒告		50.5/100		
訓戒・訓告 (本人責任)		101.0/100	91.2/100	85.0/100

5. 勤勉手当基礎額の計算方法について

期末手当基礎額の計算方法と同様

6. 在職期間中の行為に係る刑事事件において起訴された場合等における一時差止について

常勤職員の例による

7. 勤勉手当が支給対象外となる勤務時間が週 15 時間 30 分未満の職員の判定方法について

期末手当における判定方法と同様